

令和6年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン実施要領

- 1 目的 消費者トラブルは年々複雑化・多様化しており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者はトラブルに遭いやすいことから、被害が後を絶たない。

成年年齢が引き下げられ、18歳になると保護者の同意がなくても自分の責任で様々な契約ができるため、若者への注意喚起が重要となっている。

そこで、高校卒業予定者や20歳を迎えた方などの若者を対象に、1月から3月にかけて関係機関が共同でみだしのキャンペーンを実施し、若者の被害を未然に防止する。

- 2 実施期間 令和7年1月～3月

- 3 実施機関 県、県警察本部、県内全市町、福井弁護士会、福井県司法書士会

4 主な事業内容

(1) 若者相談の受付

- ・若者トラブル110番として実施機関が電話やメール等で相談を受付

(2) 街頭啓発

- ・鉄道の駅周辺や自動車学校、ショッピングセンター等で街頭啓発を実施

(3) 啓発リーフレットの配布

- ・県内全高等学校の卒業予定者全員にリーフレットを配布
- ・各市町の「はたちのつどい」会場等で新成人にリーフレットを配布
- ・県内各大学、専修学校、各種学校にリーフレットを配布

(4) 県・市町の合同パネル展など啓発パネル展の開催

- ・各地の公共施設等で啓発パネルを展示

(5) 講演会の開催

- ・消費者講演会の開催

(6) 広報による啓発

- ・ラジオ、新聞、広報誌、メールマガジン等で若者向けトラブル情報を発信